

平成28年6月25日(土)
建設部都市計画課

中心市街地における公共建築デザインの基本的考え方について

1 趣旨

市街地の形成にあたっては良好なまちなみづくりが重要であり、中心市街地においては昨年12月の借地事業者募集説明会において「魅力的なまちなみづくりの基本的考え方」を示したところ。

今後、中心市街地において大型商業施設や個別店舗、公共建築物の設計等が進められることから、公共建築デザインの基本的考え方を示すもの。

2 基本的考え方

公共建築については、良好なまちなみづくりに寄与し、「ノーマライゼーション」という言葉のいらないまちなみづくり」を先導するものとなるように、以下の点に配慮する。

- (1) 誰もが使いやすい施設とするため、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、障がい者や高齢者、専門家等の意見を踏まえて検討する。
- (2) 災害時にも安全が確保され、いつでも安心して利用できるようなものにする。
- (3) 維持管理費があまりかからないようなものにする。
- (4) 周辺のまちなみとの調和を図り、単調な形態とならないようとする。
- (5) 気仙杉等の地場産材の活用に努める。
- (6) 周辺と調和する落ち着いた色彩とする。
- (7) 外構は緑化に努める。
- (8) 案内看板等は誰もが分かりやすい表現とするとともに、全体の調和に配慮する。
- (9) 室外機、受水槽等の屋外付帯設備は、外からの美観や本丸公園からの眺望を損なわないように配置・目隠し等を工夫する。
- (10) 再生可能エネルギー等の活用に努める。